

全国高等専門学校プログラミングコンテスト実行委員会規程

制 定 平成24年6月15日
一部改正 平成30年3月23日

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人全国高等専門学校連合会（以下「連合会」という。）定款施行規則第5条第1項の規定に基づき、全国高等専門学校プログラミングコンテスト実行委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、全国高等専門学校プログラミングコンテスト（以下「プロコン」という。）に関する次の事項を行う。

- 一 企画、運営及び連絡調整に関すること。
- 二 予算及び決算に関すること。
- 三 その他プロコンの実施に関すること。

2 前項の事項は、連合会総会に報告しなければならない。

(構成)

第3条 委員会は、次の者をもって構成する。

- 一 委員長 1名 第11条に定めるプロコン主管校の校長
- 二 副委員長 2名 委員の中から、委員長が指名する者
- 三 委員 若干名 高等専門学校（以下「高専」という。）の教員及び情報処理関係有識者の中から、委員長が指名する者

2 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者をオブザーバーとして出席させることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委嘱)

第5条 委員長は、連合会会長が委嘱する。

2 副委員長及び委員は、委員長が委嘱する。

(会議)

第6条 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

(顧問)

第7条 委員会に顧問を置くことができる。

(会計)

第8条 プロコン開催に係る経費は、寄付金、分担金及びその他の収入をもって充て、特定非営利活動法人高専プロコン交流育成協会が会計処理を行う。

(事務局)

第9条 プロコン大会事務局を連合会に置く。また、委員会事務局を主管校に置く。

(主管校)

第10条 プロコン本選は、連合会が決定した順番により地区が持ち回りで開催するものとし、各地区において開催地・開催校を決定する。

2 予選を行う場合は、開催場所を主管校が決定し、運営に当たる。

(委任)

第11条 この規程に定めるものの他、この規程の実施に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則 (平成24年6月15日制定)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月23日制定)

この規程は、平成30年3月23日から施行する。